

令和３年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第１ 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第２ 審査の期間

令和４年７月２９日から令和４年８月１６日

第３ 審査の結果

(１) 総合意見

審査に付された下記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

区 分	会 計 名	資 金 不 足 比 率		経営健全化 基準
		令和３年度	令和２年度	
公営企業法 適用企業	水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	20.0
	病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
公営企業法 非適用企業	宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」で表示する。

(２) 個別意見

資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び宅地造成事業特別会計の全公営企業会計において、資金不足額が生じていないため、算出表示されない。

(３) 是正改善すべき事項

特に指摘すべき事項はない。